

# 守り育てようみんなの文化財



国史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）遠景 南西上空から



京都府教育委員会

# はじめに

京都府教育委員会は、京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）に基づき、平成19年3月16日付で11件の文化財を指定、1件を登録しました（詳細は以下の表のとおり）。

この冊子では、今回指定登録等を行った12件の文化財を写真で紹介しているほか、京都府がこれらの指定等文化財保護のために行っている事業についても、その一部を紹介しています。

これまでの刊行物とあわせて、郷土の歴史や文化を考え、理解を深めるためにご活用いただければ幸いです。

平成19年10月

平成18年度 指定・登録文化財等一覧

番号	区分	区別	名称	員数	年代	所在地	所有者	
①	建造物	指定	相国寺	10棟	江戸時代	上京区	相国寺	
②		指定	御園神社本殿	1棟	江戸時代	八幡市	御園神社	
小計			2件（指定2）					
③	美術工芸品	指定	絹本着色愚中周及像 自賛がある	1幅	室町時代	福知山市	天寧寺	
		指定	絹本着色愚中周及像 壹仲禅英の賛がある	1幅				
④		指定	紙本墨画淡彩白衣観音図	1幅	室町時代	東山区	東福寺	
⑤		指定	紙本墨画淡彩寒山拾得図	2幅	室町時代	東山区	東福寺	
⑥		彫刻	指定	木造千手観音立像	1躯	鎌倉時代	宇治田原町	嚴松院
⑦		工芸品	指定	九条袈裟 絶海中津所用	1扇	明時代	上京区	長得院（京博寄託）
⑧		工芸品	指定	二十五条袈裟 絶海中津所用	1扇	明時代	上京区	長得院（京博寄託）
⑨		書籍	指定	紺紙金字無量寿経	2巻	平安時代	八幡市	正法寺（山城郷土資料館寄託）
	指定		紺紙金字観無量寿経	1巻				
	指定		紺紙金字阿弥陀経	1巻				
	考古資料	指定	水祭記遺物（浅後谷南遺跡出土）	18点	古墳時代	上京区	京都府（府埋文センター保管）	
小計			8件（指定8）					
⑪	無形民俗文化財	登録	御園神社のずいき御輿・天狗・獅子	—	—	八幡市	保護団体 上奈良区	
小計			1件（登録1）					
⑫	名勝	指定	上野家庭園	—	江戸時代	舞鶴市	舞鶴市	
小計			1件（指定1）					
小計 12件（指定11件、登録1件）								

## 表紙解説

京都府教育委員会では、昭和48年度から木津川市に所在する恭仁宮跡の調査を実施しています。恭仁宮跡は、天平12年(740)から足かけ5年の間、聖武天皇によって営まれた古代の都城跡です。短命の都でしたが、この間に墾田永年私財法、国分寺・国分尼寺建立の詔や大仏造立の詔など、重要な政策が次々と打ち出されました。また、宮の廃絶後は山背国分寺となりました。昭和32年に宮跡の中心部が国史跡「山城国分寺跡」に指定され、保存が図られてきましたが、平成19年2月には「恭仁宮跡（山城国分寺跡）」として名称が変更されるとともに指定範囲が拡大されました。



## ＝建造物＝

しょうこくじ かいさんどう ほうじょう ちやくし もん くり  
 相国寺 開山堂、方丈、方丈勅使門、庫裏、  
 浴室、鐘樓、経蔵、弁天社、勅使門、総門

相国寺は、京都御所の北に寺地を構える臨済宗相国寺派の大本山です。開創は、永徳2年（1382）に足利義満が春屋妙葩と義堂周信の二師を召してささやかな小寺建立を發願したことによりますが、義堂からの意見もあって大禅林の造営へと思いを新たに、明徳3年（1392）には多くの堂宇が建ち並ぶ大伽藍が完成しました。また永徳3年（1383）に夢窓疎石を勸請して、開山祖師としています。その後、至徳3年（1386）には、五山の第二位に格上げされました。大伽藍には、一時、七重大塔も建設されましたが、度重なる火災により、多くの堂宇の焼失と再建を繰り返えし、現在の伽藍の形態は、天明の大火以降の復興により、江戸時代後期には整ったと考えられます。

開山堂は、祀堂、相の間、昭堂の3棟からなる複合建築です。現在の建物は、前身建物が天明の大火（天明8年／1788）により焼失した後、桃園天皇の皇后である恭礼門院の黒御殿及び公卿之間の旧材を利用し、文化4年（1807）に竣工したものです。開山堂の平面は、南から昭堂、相の間、祀堂と並び、各建物は中心線を揃えて、全体としてほぼ左右対称の構成となっており、祀堂には開山夢窓疎石像をお祀りしています。

方丈は、天明の大火での焼失後、文化元年（1804）に開山堂と共に起工し、文化4年に上棟したことが『相国寺史料』及び棟札からわかります。平面は六間取りの方丈形式で、室内は原在中（1750～1837）の筆による多くの障壁画が描かれた襖障子で仕切られます。五山寺院において近世に建立された唯一の方丈で、仏間を持たない非常に大規模な方丈遺構として貴重です。また、附の玄関は、方丈の東南部に直廊を介して取り付く唐破風造の建物です。桁行2間、梁行3間の規模を持ち、正面中央には双折棧唐戸と両脇間に火灯窓を配し、西側を庭に対して吹き放しとします。このような梁行が3間幅もある玄関は、近世には珍しく、天保年間（1830～44）の建立と伝わる鹿苑寺方丈玄関と共通する珍しい形式です。

方丈勅使門は、方丈と同時期である文化年間（1804～1818）の建立と考えられ、細部意匠も時代の様式に合致しています。一間一戸の四脚平唐門で、扉には花狭間付き棧唐戸を吊り、彫刻は良材を用いて丁寧に仕上げられています。

庫裏は開山堂、方丈と同じく文化元年（1804）



指定 相国寺開山堂 (京都市上京区)



指定 相国寺方丈 (京都市上京区)



指定 相国寺方丈勅使門 (京都市上京区)



指定 相国寺庫裏 (京都市上京区)

に起工し、文化4年に開眼した韋駄天像いだてんぞうをお祀りすることから、この頃完成した建物と考えられます。平面は、棟通りに並行して平面と機能を三分し、大きく、西から大玄関、中央に通用出入口、東には竈かまどを7口設ける台所に分かれます。切妻妻入の正面は、梁行10間に下屋がとりつく大規模なもので、背も非常に高いものです。そのためか、柱や梁で細かく壁面を分割して、格子窓や唐破風玄関を効果的に配し、更に多様な細部意匠を用いてバランス良くまとめています。五山の大型庫裏の遺構として、歴史的にも貴重なものです。

浴室は、法堂ほつどう（慶長10年／1605／重要文化財）同様に天明の大火を免れたと伝えられ、絵様肘木えようひじきや木鼻きびななど細部意匠も類似することから、同時期の建築と認められます。平面は、切妻造妻入で内部は概ね三室に分かれ、入口手前から踏込みの土間、沐浴場、焚き口土間と並びます。沐浴場の中央には、風呂屋形が設けられており、その前面には梁行方向に排水溝が切られ、水勾配が付けられた床を張ります。風呂屋形の背部には、壁を隔てて焚き口を設け、そこから竈かまどにより湯を送る仕掛けになっています。近年、解体修理により内部が復原整備されましたが、軸部は比較的良く遺っており、洛中に残る最古の浴室遺構の一つです。

鐘楼は、天明の大火による焼失後、天保15年（1844）に上棟したものです。袴腰付きで規模が大きく、三手先阿麻組の腰組で支えた縁を廻らせ、逆蓮親柱をもつ高欄を付けています。上層円柱上は鎬付きの尾垂木を二重に持つ三手先とするなど禅宗様を基調とするものの、軒を平行垂木とし、上層に連子窓を用いるなど和様を巧みに取り入れています。

経蔵は、万延元年（1860）に上棟したもので、一階は、壁面に棚を置き経蔵としての機能を持たせる一方、四天柱の後ろには須弥壇しゆみだんを設けています。二階は正面3間側面2間の一室とし、背部壁際に厨子を置きます。この建物は、蔵経置場を兼ねた宝塔として建立されたことが判明し、宝塔と経蔵を兼用した建物として珍しく貴重です。

弁天社は、春日造棧瓦葺の小社で、弁財天をお祀りしています。建立年代は、細部意匠から17世紀後半と考えられます。当社は、明治4年の寺地画図に描かれず、基壇に明治の銘が見られるので移築建物であることが知れますが、史料を欠くためその時期は明らかではありません。

勅使門は、放生池の南側に建つ規模の大きな四脚門しやくもんです。天明の大火を免れたと伝えられ、細部意匠も法堂と類似しており、慶長頃の再建と考えられます。特に絵様肘木の意匠は、時代の雰囲気



指定 相国寺浴室 (京都市上京区)



指定 相国寺鐘楼 (京都市上京区)



指定 相国寺経蔵 (京都市上京区)



指定 相国寺弁天社 (京都市上京区)

をよく伝えています。勅使門は、本柱、控柱を共に丸柱にする点に格の高さが表れ、良材を用い意匠的にも優れた禅宗様の大型門です。当寺における桃山時代まで遡る建築として貴重な遺構です。

総門は、勅使門と並んで建つ大型の一間薬医門やくいもんで、近年解体修理の際に見つかった棟札から寛政9年（1797）の建立と判明しています。この門は、大禅林の通用門に相応しく非常に大きな規模を持つとともに、構造上荷重の集中する軸部の接合部においては、梁を柱で直接受けるなど、構造的にも工夫されている点で評価のできる建物です。

相国寺には、重要文化財に指定されている法堂以外にも、桃山時代に遡る遺構である勅使門、浴室が遺り、当時の壮麗な伽藍の雰囲気やを彷彿とさせています。また、文化年間の再興においても、非常に大規模な方丈や庫裏、優美な開山堂など、五山寺院に相応しい建築が多く建てられています。他にも、経蔵の機能を併せ持った宝塔、大規模な鐘楼などが並び建ち、五山寺院として整った伽藍を今に伝え、大型で多様な建築が群として存在する点において高く評価できます。

みそのじんじや ほんでん  
御園神社 本殿

御園神社は、八幡市の北東にあたる上奈良地区あまのこやわのみこと たけみかずのみこと ふつぬしのみことに鎮座し、天兒屋根命、武甕槌命、経津主命の三神をお祀りします。創立の詳細は不明ですが、神社に伝わる縁起によると、延暦6年（787）桓武天皇が春日神社の三柱をこの地にお祀りするよう神託を受け創立されたとしています。

本殿は、参道突き当たりに、拝殿と接続した覆屋の中に鎮座しています。檜皮葺の一間社流造で、擬宝珠銘から元禄14年（1701）の建立と考えられます。平面は、桁行一間、梁行二間の身舎の正側面の三方に縁を廻し、桁行の幅いっぱいの向拝を設けます。身舎の軸部は、正面柱間一間とし、内外陣境と背面には中柱2本を建てて三間とする珍しい形態をしています。一部内外陣境に、近代に塗り直されたと見られる彩色や風触跡が残っていることから、当初から全体に文様彩色が描かれていたことが窺われます。

全体に繊細な架構で丁寧な装飾をしており、特に向拝の虹梁形頭貫こうりょう かしらぬき かえるまたや臺股の彫刻は特徴的です。頭貫を虹梁状に加工した点や、背面の柱を頭貫の高さよりも伸ばし直接桁を受けるなど、独特な意匠も確認でき、江戸時代中期の山城地域の流造本殿を考える上で貴重な遺構です。



指定 相国寺勅使門 (京都市上京区)



指定 相国寺総門 (京都市上京区)



指定 御園神社本殿 (八幡市)



指定 御園神社本殿(向拝臺股) (八幡市)

## ＝美術工艺品＝

けんほんちやくしよくちゆうしゆうきゆうぞう  
絹本著色愚中周及像 自賛がある 1幅  
けんほんちやくしよくちゆうしゆうきゆうぞう  
絹本著色愚中周及像 霊仲禅英の賛がある 1幅

天寧寺は福知山市大呂に所在する臨済宗寺院で、地頭の金山氏が愚中周及（1323～1409）を開山に招いて、貞治4年（1365）に創建しました。

愚中は、元で禅を学び、帰国後に天寧寺や安芸国仏通寺を開き、晩年には將軍足利義持の帰依をうけました。応永16年（1409）8月25日に天寧寺にて亡くなりました。

現在、天寧寺には愚中周及の頂相<sup>ちんそう</sup>が2幅伝えられています。一つは、自賛像で、白髪交じりの相貌からみて、愚中最晩年の肖像と思われます。今一つは、愚中を天寧寺に招いた霊仲禅英（1330～1410）が賛をしているもので、愚中死後に描かれたものです。

2幅とも、扁平な頭のかたち、広い額、下がり気味の目尻など、像主の特徴をよくつかんでいます。目の表情も巧みで、写実性に富んだ作品となっています。

これらの愚中周及像は、室町時代前期の禅僧肖像画として優れたものです。室町時代、自賛像 縦89.2cm、横39.9cm。霊仲賛像 縦97.8cm、横45.9cm

しほんぼくがたんさいびやくえかんのんず  
紙本墨画淡彩白衣観音図 1幅

岩窟のなか、水上に立ち上がる岩座の上に坐す白衣観音を正面向きに描いたもので、縦3メートルを越える大作です。右手前に龍を、左手前には善財童子を配しています。

本図には作者の署名や印<sup>らっかん</sup>（落款）はありませんが、このような大画面に破綻なく描ききる力量を持つ画家としては、東福寺の画僧吉山明兆（1352～1431）以外には考えられません。岩の力強い表現、観音の衣に見られる太く単純化された描法は、他の明兆作品にも共通して見られるものです。

明兆は、淡路島に生まれ、淡路安国寺の大道一以のもとで修行し、大道に伴い東福寺に移りました。永徳3年（1383）33歳のときから50年近くにわたって東福寺の公用物としての仏画や道釈画、頂相などの制作にあたりました。15世紀には東福寺だけでなく広く五山寺院に名声が及びました。

本図は、画面構成力や波濤<sup>はとう</sup>の墨線の筆力にすぐれたものがあり、明兆の力量を遺憾なく発揮した大作として、高い評価が与えられます。室町時代 縦328.0cm、横285.1cm



指定

右：絹本著色愚中周及像 自賛がある 1幅

左：絹本著色愚中周及像 霊仲禅英の賛がある 1幅

（天寧寺 福知山市）



指定

紙本墨画淡彩白衣観音図

1幅

（東福寺 京都市東山区）

しほんぼくがたんさいかんざんじつとくず  
紙本墨画淡彩寒山拾得図

2幅

右が寒山、左が拾得の全身像です。ともに法衣をまとい、寒山は経巻を広げて持ち、拾得は両腕を胸前で交差させています。墨線で輪郭を描き、肉身には肌色、瞳は濃緑色、白目には白色などの彩色が施されています。

不気味な雰囲気を含める面貌表現や、著しく単純化された墨線にて表現される衣文や岩・松の輪郭などの特徴から、本図も、吉山明兆の作と推定されます。東福寺の公用物として制作された大作の一つでしょう。

全体に速筆感が強く、彩色も控え目で、背景の描写も省略されていますが、明兆の中国絵画学習の足跡を示す優品として高い価値を持っています。また、表具も当初は描表装でした。室町時代、寒山 縦220.5cm、横112.1cm、拾得 縦219.8cm、横112.3cm



指定 紙本墨画淡彩寒山拾得図

2幅

(東福寺 京都市東山区)

もくぞうせんじゆかんのりゆうぞう  
木造千手観音立像

1 軀

巖松院は、綴喜郡宇治田原町大字岩山の山中に位置する真言宗寺院です。中世以前の寺史は未詳ですが、永源寺住持にもなった如雪文巖(1601～1671)が江戸時代前期に中興しました。

本像は、巖松院本堂脇檀に祀られる四十二臂の千手観音像です。ヒノキ材の一木割刳造で、頭体部を前後に刳いでいます。漆箔仕上げで、目は彫眼です。小さめの丸顔で、鼻や唇も小作りですが、目尻をつりあげた表情にはやや精悍な感じもうかがえ、瘦身の下半身を複雑な襞でおおった衣文表現などを考えあわせると、制作年代は鎌倉時代中期頃と推定されます。当該期の特色をよく示す佳作として高く評価されます。

像内に天福元年(1233)という制作年代を示す墨書があるという記録があり、本像の由緒を知ろうえで参考となります。江戸時代には田原郷の三十三所霊場として信仰を集めました。鎌倉時代、像高107.2cm



指定 木造千手観音立像

1 軀

(巖松寺 宇治田原町)

くじょうけさ  
九条袈裟絶海中津所用

1 肩

絶海中津(1336～1405)は夢窓疎石(1275～1351)の弟子で、相国寺の住持を務めました。

絶海は入明中の洪武九年(1376)に太祖に謁し、衣等を下賜されました。本袈裟は絶海の弟子で相国寺長得院開山の鄂隱が継承したもので、明の太祖から絶海に下賜されたものと認められます。

九条に仕立てられた大型の袈裟で、無地の平絹ですが、緯糸に練糸を用いて光沢をうみだしています。当時、北絹と呼ばれた舶載品の古例として、



指定 九条袈裟絶海中津所用

1 肩

(長得院 京都市上京区)

染織史上貴重なものです。明時代、丈 376.5cm

二十五条袈裟 絶海中津所用 1 肩

九条袈裟と同様に、長得院に伝来する絶海中津所用の袈裟で、將軍足利義持から下賜されたものと伝えています。足利義持は、14歳のときに64歳の絶海と師弟関係を結びましたので、袈裟を下賜した可能性は高いと考えられます。

本袈裟は、長方形で二十五条に仕立てられています。紅地の緞子と金欄を用い、保存状況も良好で、華麗絢爛な印象を与えます。織の技術は優れ、明代初期に宮廷工房において制作された、稀有な遺品と判断されます。明時代、丈 292.4cm



指定 二十五条袈裟 絶海中津所用 1 肩 (長得院 京都市上京区)

紺紙金字無量寿経 卷上下 2 卷  
紺紙金字観無量寿経 1 卷  
紺紙金字阿弥陀経 1 卷

無量寿経・観無量寿経・阿弥陀経の三経は、浄土三部経と総称され、浄土諸宗においては根本経典として尊重されてきました。

八幡市の浄土宗寺院正法寺には、平安時代末期に書写された、紺紙に金字で書写された浄土三部経 4 卷が揃って伝存しています。

表紙見返しには、浄土変相図等が金泥にて描かれ、経文は一字一字丁寧な楷書体で筆写されています。

本経は、いわゆる装飾経の一例で、浄土三部経が表紙、軸を含めて揃って伝えられている例として貴重なものです。平安時代、縦 26.5cm

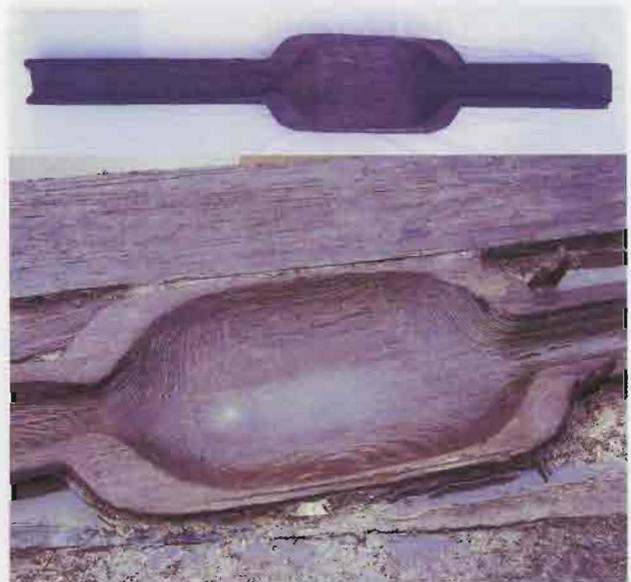


指定 紺紙金字無量寿経 卷上下 2 卷  
紺紙金字観無量寿経 1 卷  
紺紙金字阿弥陀経 1 卷 (正法寺 八幡市)

水祭祀遺物 (浅後谷南遺跡出土) 18 点

京丹後市網野町公庄にある浅後谷南遺跡では、古墳時代前期の水路跡から、水にともなう祭祀を行ったと考えられる遺構が見つかりました。中心になるのは、大型の木槽樋で、全長 3.5 m のスギ材を両端から樋として成形し、中央部を幅 60cm の槽としたものです。このように、樋と槽とを同一の材から作り出した木器は、他に例を見ないものです。槽に澄んだ水をため、祭祀に用いたものと考えられています。

一緒に止水板や杭、梯子、鳥形木製品などが出土しており、府内唯一の水祭祀遺物として注目されます。古墳時代



指定 水祭祀遺物 (浅後谷南遺跡出土) 18 点 ((財)京都府埋蔵文化財調査研究センター提供) (京丹後市)

## ＝無形民俗文化財＝

### 御園神社のずいき御輿・天狗・獅子 保護団体：上奈良区（八幡市上奈良）

10月の第2日曜日、八幡市上奈良区御園神社で行われる祭礼行事です。当家と呼ばれる当番宅の輪番制が維持され、祭の全体運営を上奈良区が行っています。ずいき御輿は、その成立時期は不詳ですが、地元では約200年前からとの伝承があり、戦前まで青年会によって3日かけて野菜等の青物が飾り付けられ、10月9日の祭礼当日に青物祭と称されて、昼間から夜半まで青年たちによって在所を担ぎ回られた後、御園神社の神饌として供えられました。現在、ずいき御輿は4月の上奈良区総会后「御園クラブ」（地元老人クラブ）へ区から製作依頼され、同会員が必要な野菜等を秋にむけ栽培し上奈良区公会堂で製作しています。祭礼当日の朝、野菜で飾られたずいき御輿が上奈良区内を練り歩いた後、本殿前で天狗面を着けた子どもによる「天狗」という芸能と、若者二人による「獅子」が行われます。

現在、「天狗」と呼ばれている天狗面を着けた子どもが行う王の舞に関わる芸能と、「獅子」と呼ばれている若者二人が行う獅子舞は、中世に流行した芸能を伝える貴重なものであり、ずいき御輿は

府内では京都市「西ノ京瑞饋神輿」（京都市登録無形民俗文化財）の例など事例も少なく、本行事内容は、山城地域を代表する祭礼行事として民俗的にも興味深く、資料的な価値の高い無形民俗文化財です。



登録 ずいき御輿(上) 天狗(左) 獅子(右)

## ＝史跡名勝天然記念物＝

### 上野家庭園

室町時代文明年間から続く上野家の屋敷は、舞鶴市の西部、宮津市との市境に近い西方寺地区に所在し、江戸時代天保・弘化年間（1840年代中葉）の建築とされる茅葺入母屋造の主屋の南側に庭園が築かれています。

主屋の縁先から東方に連なり、主屋の東側でやや北に広がる庭園の面積は約200㎡におよび、東、南、西側は塀により囲まれています。庭園全体の構成は、東方で高まる原地形を巧みに活かして、東端の塀際から水を引き入れ、なだらかな滝と流れを配して西方の枯池へ導いています。庭の中ほどには細い切石3本を並列させた石橋が架かっており、そのあたりで水が地下に浸透して枯池に変化する流れの工夫は独創的なものです。座敷から見て正面左手、底に礫を敷いた枯池対岸の低い築山の中央には安定感ある幅広な大石を据え、座敷右手の南側塀前の平地に据えられた尖頭の立石を中心とする三尊石風の石組と、対照の妙を見せています。



指定 座敷縁先から見た庭園中心部（舞鶴市）



指定 三尊石風石組

# 一 京都府指定登録文化財等の保存修理事業一

京都府教育委員会では、文化財の保護を図るために、京都府文化財保護条例（昭和56年府条例第27号）に基づいて、京都府の指定登録などの文化財について、所有者が行う修理・保存事業に必要な経費の一部を補助し、必要に応じて保存活用等についての指導を行っています。

ここでは、平成18年度に行った京都府指定・登録文化財等の保存事業の概要を報告します。

区 分	件数	事業費（千円）	補助額（千円）
①建造物保存修理事業	9	116,036	32,228
②建造物防災設備事業	4	9,519	5,785
③美術工芸品保存修理事業	6	12,646	6,244
④史跡名勝天然記念物保存事業	2	2,813	1,406
⑤文化財環境保全地区保存事業	2	675	337
合 計		141,689	46,000

## ①建造物保存修理事業

文化財建造物の価値を失うことなく保存していくには、日常管理の他に一定周期で修理を行う必要があります。修理には、解体修理、半解体修理等の本格的修理と屋根葺替や塗装修理等部分修理があり、破損の程度により工法を選択します。

綾部市安国寺町の山間に所在する安国寺は、足利尊氏の母上杉清子の氏寺で臨済宗東福寺派に属する古刹で、現在の伽藍は享保20年（1735）の災害後の再建で仏殿、方丈、庫裏、山門、鐘楼5棟が京都府有形文化財に指定・登録されています。今回修理の方丈は寛政6年（1794）の完成ですが、建立当初は仏殿と同様の茅葺きで、後に瓦屋根に改変され、さらに老朽化により雨漏れが生じていました。修理は建物全体を仮設屋根で覆い、瓦を下ろした後に、小屋組材の腐朽部分を修理して再度、瓦葺き屋根として復旧しました。



安国寺方丈保存修理事業

## ②建造物防災施設事業

文化財建造物は、多くは木造で、屋根も瓦葺きのほか植物材料で葺かれたものが多く、火災から守るためには、早期発見や初期消火などの対応が欠かせません。そのため、自動火災報知設備や消火設備、避雷設備等の防災設備の設置が必要となります。

阿上三所神社は、京丹波町坂原森ノワキにあり、3体の祭神を祀る神社として観応元年（1350）に創建され、以降数度にわたり再建されました。現在の社殿は享保10年（1725）の再建で、本殿と拝殿が平成17年3月18日付けで京都府有形文化財に指定されています。本殿はこけら葺きで覆屋に入り、拝殿は茅葺き屋根を鉄板で覆っており、共に可燃性植物材料の屋根であることから、防災施設の設



阿上三所神社本殿及び拝殿防災施設事業

置が急務でした。今回は万一の出火に備えて、境内諸建物に自動火災報知設備を設置し、消防署への連絡体制の充実を図りました。

### ③美術工芸品保存修理事業

本年度は、保存修理事業4件、防災施設・収蔵庫建設事業2件の計6件の事業を実施しました。

保存修理事業は、絵画2件、彫刻1件、古文書1件です。

絹本着色紅玻璃阿弥陀像1幅（長岡京市楊谷寺）は、鎌倉時代の作品です。絵の具の劣化が進み、絵の具層全体に接着力の低下がみられ、画絹の損傷や折れもあり、取り扱いの危険性が大きかったため、解体修理及び保存箱の製作を行いました。

当尾磨崖仏（木津川市加茂町森）のうちの不動明王立像と毘沙門天立像は、森八幡宮境内にありますが、石質の風化により剥落が見られ、全体に蘚苔類が発生し、岩の中に草木の根が入りこむなどしており、早急に修理する必要が生じていました。このため根や蘚苔類の除去と剥落止めを行いました。さらに防災施設として、雨水による磨崖仏への影響を防ぐために、覆屋の設置工事を実施しました。

### ④記念物保存修理事業

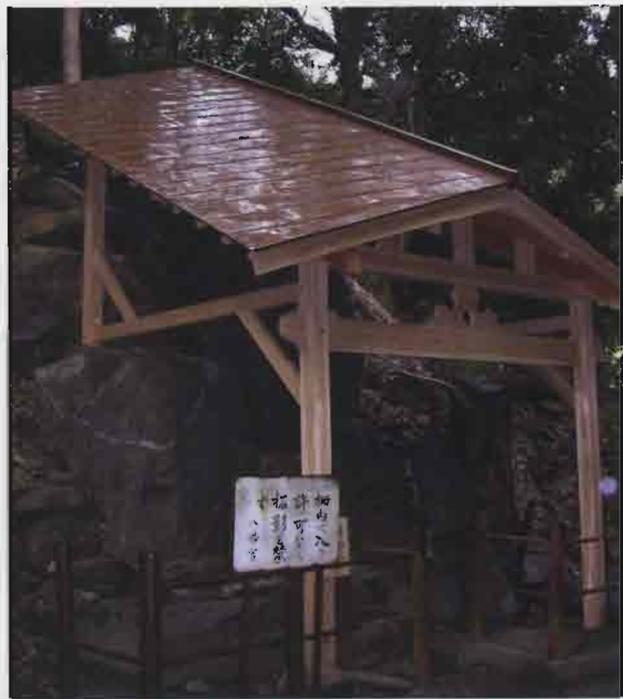
史跡・名勝・天然記念物の保存修理事業には、史跡等の環境整備、名勝庭園の池護岸修理、天然記念物の保護増殖など、個々の文化財に対応した多様な内容が含まれています。

今年度は、大宮賣神社境内（京丹後市）の池の石垣の一部に崩落の危険性があったため、周囲の環境に配慮した石垣の保存修理事業が実施されました。また、萬福寺境内（宇治市）においても寿塔参道の石段等修復工事が行われています。

### ⑤文化財環境保全地区保存修理事業

文化財環境保全地区は、指定・登録有形文化財や記念物の保存のために、周辺の一定区域を環境保全地区と定め、文化財と一体となった自然や歴史的な環境を保全するものです。

京丹後市丹後町の竹野神社は国史跡神明山古墳の傍に鎮座する古社で文政13年再建の本殿（登録）を中心とした建築群と自然環境が一体となっています。今回は境内周辺の樹木のうち、枝等が落下する恐れのある部分について剪定伐採を行いました。



当尾磨崖仏2 軀美術工芸品保存修理事業



大宮賣神社境内保存修理事業



竹野神社文化財環境保全地区保存修理事業

無形民俗文化財は、日々の生活の中で培われ大切にされてきた祭礼行事や風俗習慣・技術が、親から子へそして孫へ、あるいは、地域の大人たちから青年や子供たちへと、受け繋がれてきた無形の文化財です。人から人へ伝えられる性格上、その時代時代の生活環境や社会状況が変化すると大きな影響を受け、内容が省略・簡素化されて本来持っていた意味が理解されなくなり（いわゆる形骸化）、受け継ぐ人がいなくなって行事や技術が途絶えたりしてしまいます。こうした状況は、地方における近年の過疎化の進行とともに住民の高齢化による「限界集落」の拡大により、地域に伝えられてきた貴重な無形民俗文化財が担い手を失い、消滅していく危機を各地で迎つつあるといえます。

各地域では貴重な無形民俗文化財を伝え残すため、様々な取り組みが行われています。一集落や区単位で行われてきた行事や民俗芸能を、小学校単位の取り組みとして位置づけ、「伝統文化こども教室事業」（文化庁・財団法人伝統文化活性化国民協会）等の補助事業を活用して伝承に努められたりしています。また、現在実施している民俗芸能や民俗技術の詳細を映像記録として残す試みも、国・府・市町村・各種援助団体の補助制度を使って数多く実施されています。

今回は、丹後半島宮津市上世屋に伝えられてきた、京都府指定無形民俗文化財「丹後の藤織り」と、保護団体「丹後藤織り保存会」の活動を紹介したいと思います。

山に自生している藤は、皆さんご存知の初夏に白や紫の花を咲かせる蔓性の植物です。藤には、地元で「オニガワ」と呼ばれている表皮と「ナカジン」といわれる木質の芯部の間に、白い繊維質でできた「アラソ」と呼ばれる中皮があり、この部分を精製し



宮津市上世屋

て糸を作り、織り上がった布は藤布「ノノ」と呼ばれる堅牢な織物となります。大正期ごろまで日常の作業着「ヤマギ」や、「スマブクロ」と呼ばれる米袋・醤油や豆腐の絞り袋、海岸部では海藻などを入れる袋も「スマブクロ」と呼ばれて使われました。

藤布の歴史は古く、弥生時代の出土例や、『万葉集』では「須磨の海人の塩焼衣の藤衣」（第3巻413）、「大君の塩焼く海人の藤衣」（第12巻2971）など海辺で作業をする人々の衣類として利用されていた様子がわかります。一般の人々は、永く麻布や藤布などを身にまとった生活でした。やがて、近世半ばに綿花が広く栽培されるようになると、農家で木綿製品が織られて普及・流通し、広く一般に着られようになったため、麻や藤の織物の生産は減っていきました。明治期まで各農家では手機が置かれ、家族の着物用の布などが織られていましたし、当時非常に多くの手間をかけて織る貴重な織物は、着古した織物でも捨てることなく細く裂いて緯糸として利用した、「裂き織り」と呼ばれる再生利用がされました。やがて、軽工業の発達等により廉価な工業製品に押され、また洋装の普及もあり、今では身近で手織物をする家もなくなり、各地で栽培されていた綿花も見かけなくなりました。

一方、丹後半島の山間部では高地で冷涼な気候のため綿花栽培には適さず、明治・大正期においても藤織りが続けられて、山間部の貴重な換金商品として宮津に運ばれ畳の縁などに利用されていましたが、生活スタイルの変化により需要も無くなり、織り手も減っていきました。山間地の厳しい生活や、昭和38年の「三八豪雪」の影響もあり、過疎化とともに廃村が続きました。

昭和30年代以降日本国中が高度経済成長に沸き返る一方で、古来からの生活文化が急速に失われて



世屋高原に自生する藤

いく状況の中、無形民俗文化財への行政による調査・保護の動きが始まり、京都府教育委員会の民俗調査により藤布が「発見」され、昭和55年(1980)には京都府立丹後郷土資料館による宮津市世屋地区の聞き取り調査が行われました。その結果、数名のお年寄りが藤織りの製作技術を伝承されていることがわかり、それらの方々の御協力を得て昭和56年特別展「藤織りの世界」を同資料館で開催しました。その後、「丹後の藤織り」は昭和58年(1983)文化庁により「記録作成の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択され、昭和62年(1987)京都府教育委員会により記録映画「丹後の藤織り」が製作されました。

技術伝承も図られ、「藤織り講習会」が昭和60年(1985)に始められ、講習会修了者を中心に平成元年(1989)「丹後藤織り保存会」が発足しました。京都府教育委員会では、平成3年に「丹後の藤織り」を府指定無形民俗文化財とし、保護団体を「丹後藤織り保存会」と認定しました。「藤織り講習会」は同保存会によって平成19年までで23回を数え、修了者は400名を超えようとしています。また、平成18年度(2006)には「丹後藤織り保存会」の講習会を主とした活動状況と技術内容を、文化庁「ふるさと文化再興事業」により『丹後の藤織り』として記録映像・解説書にまとめることができました。

藤織り講習会は、藤織りの作業工程「①フジキリ

(藤伐り) ②フジヘギ(藤剥ぎ) ③アクダキ(灰汁炊き) ④フジコキ(藤こき) ⑤ノシイレ(のし入れ) ⑥フジウミ(藤績み) ⑦ヨリカケ(撚り掛け) ⑧ワクドリ(杵取り) ⑨へバタ(整経) ⑩ハタニオワセル(機上げ) ⑪ハタオリ(機織り)」の7講座(各1泊2日、5月開講・3月修了)で経験の有無を問わず1年を通じて体験する形式になっています。自然素材から繊維部分を採取し、いかに糸にするかが民俗技術としての大きなポイントになっており、かつて農作業の合間を縫って、春から夏にかけて藤の皮が柔らかい時期に伐って皮をはぎ、晩秋から冬にかけて糸作りをし、雪解けの始まるころから織り上げられた作業内容に重なっています。

かつての藤織りは、一年間を通じてサイクルを繰り返す、山仕事、農業、紙すきといった生産活動とともに、丹後の山間地における生活技術の一部として、それゆえ地域に暮らす人々の基盤である生活歳次にしっかりと組み込まれたものでした。現在の藤織りは、技術として切りとられたものとしての側面を有した状態です。近年、里山とか文化的景観と表現される、地域で育まれてきた生活技術によって維持されてきた、広範囲な内容を含む文化財にも関心が広がってきています。今回紹介した藤織りについても、こうした関心とともに伝承普及活動が広がっていくことが期待されます。



灰汁炊きの様子



のし入れが終わって乾燥中の藤の中皮繊維



近くの川での藤こきの様子



糸づくりの様子



種別 区分	重要無形文化財								登録 有形 民俗文化財	重要民俗文化財			重 要 的 伝 建 造 物 保 存 地 区	選定保存技術				重 要 的 景 観	登 録 記 念 物
	保持者									有 形	無 形	計		保持者		保持団体			
	芸 能				工 芸 技 術									件	人	件	人		
	各 個		総 合		各 個		総 合												
件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人				
全 国	38	53	11	11	44	57 (56)	14	14	6	205	252	457	79	45	49	23	24 (22)	4	25
京 都 府	3	3	0	0	11	13 (12)	0	0	0	3	9	12	7	18	19	5	5	0	1

3. 史跡名勝天然記念物の件数には、それぞれ特別史跡名勝天然記念物を含む。なお、件数外のものとして、京都府関係には、次のものがある。

- (1) 2府県以上にわたるもの (天) 比叡山鳥類繁殖地、(史) 延暦寺境内、(史) 歌姫瓦窯跡、(史) 琵琶湖疎水 (史) 石のカラト古墳  
(2) 地域を定めず指定したもので京都府に關係の深いもの (主な生息地) (特天) カモシカ (天) 小国鷄、(特天) オオサンショウウオ、  
(天) イタセンバラ、(天) アユモドキ

3. 重要無形文化財及び選定保存技術の ( ) 内は、実人数と実団体数である。

## 市町村文化財保護条例の制定及び指定件数等状況

(平成19年5月1日現在)

市町村名	有形文化財											無 形 文 化 財	民俗文化財		史 跡	名 勝	天 然 記 念 物	文 化 全 地 区 環 境 区	選 定 保 存 技 術	合 計	条 例 制 定 年 月	備 考
	建造物		美術工芸品							計	有 形		無 形									
	件 数	棟 (基) 数	絵 画	彫 刻	工 芸 品	書 跡 典 籍	古 文 書	考 古 資 料	歴 史 資 料													
京都市	指定 23	185	71	50	22	5	10	5	9	172	5	5	14	27	25	(9)	(320)	56.10				
	登録 23	38	3	6	1		23	4	37	4	3	51	12	3	10		139					
	計 91	223	74	56	23	5	33	5	13	209	0	8	26	30	35		(459)					
向日市			2	8			4	7	1	22		1	1					24	59.9			
長岡京市	3	23	7	5			6	6		24	1		4		4			36	50.7			
大山崎町	5	5	1							1								6	60.4			
宇治市	4	15	3	34	2	3		4	2	48	1		1		1			55	44.4			
城陽市	5	11		11	2		2	2	2	19		1	1	3				29	61.4			
八幡市			5	10			1	1		17								17	60.3			
京田辺市				2			3			5			4	3				12	50.3			
木津川市	6	7	3	9				2	5	19		1	4	1				31	H19.3			
久御山町			2	5						7					1			8	H5.3			
井手町				1				1		2			1	1				4	H7.3	H7.4改正		
宇治市	9	9		11		2		1		14	1		1	1	2			28	48.10			
笠置町										0								0	H7.3			
和束町										0								0	H7.3			
精華町				5						5								5	63.12			
南山城村										0		1						1	51.12			
亀岡市	8	13	4	18	4	1		1		28	1	1	2		5			45	43.12			
南丹市	17	25	2	39	12	2				55		1	1		10	(1)		85	H18.1			
京丹波町	3	3	2	12	3	3				20		4	7	1	3			38	H17.10			
綾部市	4	6	5	13	3	4	8			33		2						39	40.4			
福知山市	27	34	25	42	17	4	12	3		103	2	11	3		18			164	38.6			
舞鶴市	10	12	7	24	11	2	3	4	5	56	8	5	1	1	9			90	38.10			
宮津市	7	7	8	16	3	2	2	2	1	34	10	4		1	6			62	59.4			
京丹後市	11	11	15	10	11	3	1	1	1	49	1	3	17	2	6	(2)		84	H16.4			
与謝野町	7	7	6	17	10	3	1	9	1	39		4	6		3			59	H18.3			
伊根町	1	2								0	1	10						12	60.6			
郡部指定計	127	190	96	293	78	29	43	44	17	600	1	26	53	55	8	68		941				
合 計	指定	195	375	167	343	100	34	53	49	26	767	1	31	53	69	35	93	(1261)	条例制定市町村			
	登録	23	38	3	6	1	0	23	0	4	37	0	3	51	12	3	10	139	26/26			
	計	218	413	170	349	101	34	76	49	30	804	1	34	104	81	38	103	(1400)				



### 文化財愛護シンボルマーク

文化財愛護シンボルマークは文化財愛護活動を全国に推し進めるための旗じるしとして、昭和41年5月に定められたものです。

このシンボルマークは、広げた両方の手のひらのパターンによって、日本建築の重要な要素である斗拱（組みもの）のイメージを表わし、これを三つ重ねることにより、文化財という民族の遺産を過去、現在、未来にわたり永遠に伝承していくという愛護精神を象徴したものです。

## 文化財保護 No.25 守り育てようみんなの文化財

発行 京都府教育委員会  
京都市上京区下立売通新町西入ル  
編集 京都府教育庁指導部文化財保護課  
TEL (075) 414-5901